

規制影響分析書要旨

規制の名称	型式検定及び譲渡の制限の対象となる器具の追加	
主管部局・課室	労働基準局労働衛生課環境改善室	
関係部局・課室	—	
評価実施時期	平成23年10月	
規制の新設・改廃の内容・目的	<p>特に粉じん濃度が高くなる作業に従事する労働者に使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具について、労働安全衛生法の型式検定の対象とし、最低限遵守すべき内容(規格)を定め、規格を満たした製品を製造する設備、体制であることを確認するための型式検定を受検することとし、規格を満たしていないものは、譲渡や貸与をしてはならないこととします。</p> <p>また、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、製造者又は輸入者が規格を満たしていない電動ファン付き呼吸用保護具を譲渡や貸与をした場合は、回収又は改善を図ることなど、労働災害防止に必要な措置を講ずることを命じることができます。</p>	
	(根拠条文)	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第42条、第44条の2、別表第2、別表第4及び別表第14
想定される代替案	<p>特に粉じん濃度が高くなる作業に従事する労働者に使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具について、労働安全衛生法の型式検定の対象とせず、最低限遵守すべき内容(規格)を定め、規格を満たしていないものは、譲渡や貸与をしてはならないこととします。</p> <p>また、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、製造者又は輸入者が規格を満たしていない電動ファン付き呼吸用保護具を譲渡や貸与をした場合は、回収又は改善を図ることなど、労働災害防止に必要な措置を講ずることを命じることができますとします。</p>	
想定される費用	新設・改廃する規制案	代替案
(遵守費用)	<p>製造者又は輸入者には、型式検定を受検するための費用が発生することになります。</p> <p>行政が製造者又は輸入者に対して、回収や改善措置をとらせた場合は、その措置のための費用が発生することになります。</p>	<p>行政が製造者又は輸入者に対して、回収や改善措置をとらせた場合は、その措置のための費用が発生することになります。</p>
(行政費用)	<p>事業者並びに製造者及び輸入者に周知するための費用が発生することとなります。</p>	<p>事業者並びに製造者及び輸入者に周知するための費用が発生することとなります。</p> <p>また、市場に流通している電動ファン付き呼吸用保護具の種類を独自に調査して把握し、その全ての種類について規格を満たしているか否か試験を実施することになるため、型式検定を実施するよりも試験回数が多くなり、調査費用も発生することになります。</p>
(その他の社会的費用)	その他の社会的費用は発生しないものと考えられます。	その他の社会的費用は発生しないものと考えられます。
想定される便益	新設・改廃する規制案	代替案

(労働者への便益)	<p>型式検定の対象とすることで、事業者は、第三者である登録型式検定機関が型式検定をした電動ファン付き呼吸用保護具を使用することになります。規格に適合していないものが流通した場合には、行政が製造者又は輸入者に対して、回収や改善措置をとらせることができます。そのため、労働安全衛生法上、性能が担保された電動ファン付き呼吸用保護具を使用することにより、労働者の健康の確保に資することになります。</p>	<p>電動ファン付き呼吸用保護具について、規格に適合していないものが流通した場合には、行政が製造者又は輸入者に対して、回収や改善措置をとらせることができます。そのため、労働安全衛生法上、性能が担保された電動ファン付き呼吸用保護具を使用することにより、健康の確保に資することになります。</p>
(事業者への便益)	<p>電動ファン付き呼吸用保護具を労働者に使用させる場合には、規格に適合していることは型式検定によって確認されておりますので、その旨の表示により容易に選択することができます。また、労働災害が発生する可能性が低下することとなります。</p>	<p>電動ファン付き呼吸用保護具を労働者に使用させるにあたっては、性能を確認する手段は、製造者又は輸入者が提供する資料に基づいて判断することになります。</p>
分析結果	<p>代替案は、製造者又は輸入者が型式検定を受検する費用は発生しませんが、市場に流通した後に規格を満たしているか否か試験をするため、行政が製造者又は輸入者に対して、回収や改善措置をとらせる頻度が多くなると考えられ、その措置のための費用が予期せず発生することになります。</p> <p>また、行政においても、市場に流通している製品を独自に調査することとなり、どのような機能を持った製品なのか事前に分からないために試験回数も多くなると予想され、多くの費用が発生することになります。</p> <p>さらに、回収や改善措置が多くなると、製造者又は輸入者が電動ファン付き呼吸用保護具の製造を続けることに消極的になる恐れがあり、電動ファン付き呼吸用保護具の入手が困難になると、事業者が労働者に使用させることも難しくなり、労働災害が発生する可能性が低下せず、労働者の健康の確保が困難になります。</p> <p>これらのことから、新設・改廃する規制の方が望ましいものと考えます。</p>	
有識者の見解その他関連事項	<p>○労働政策審議会建議「今後の職場における安全衛生対策について」(平成22年12月22日)において以下のとおり報告されています。</p> <p>1 機械譲渡時における機械の危険情報の提供の促進等</p> <p>(6) 粉じん濃度が高くなるおそれがある作業等において、使用が義務づけられている「電動ファン付き呼吸用保護具」を譲渡等の制限及び型式検定の対象とし、構造規格を定めることが適当である。</p>	
一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件	<p>改正法案の附則において、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされています。</p>	
備考	<p>—</p>	